和歌山県洋上風力発電に係る ゾーニングマップ素案作成等業務委託

【第1回検討会】

ゾーニング手法およびゾーニングを行う上で必要となる項目 と収集する情報の選定について

【目次】

- 0. ゾーニング実施の流れ
- 1. 対象海域・エリア区分の設定
- 2. 既存情報の収集、条件の設定
- 3. 関係機関へのヒアリング
- 4. 検討会の実施
- 5. 一次ゾーニングマップ作成



2019年2月19日

O. ゾーニング実施の流れ

● 一次ゾーニングマップの作成 (1年目に実施) 1. 対象海域・エリア区分の設定 本年度の 取組内容 2. 既存情報の収集、及び条件設定 意見の反映 3.関係機関へのヒアリング 意見の反映 4.検討会の実施(本年度全2回) 5. 一次ゾーニングマップ作成 6. 二次ゾーニングマップ作成手法の検討 ● 二次ゾーニングマップの作成(2~3年目に実施) ① 検討会の実施 ② 必要に応じた環境調査・ヒアリングの実施 ③ パブリックコメントの実施 4 1~3を踏まえた二次ゾーニングマップ作成 ⑤ ゾーニング図書(ゾーニング結果をまとめたもの)作成

6 保全エリアの保全策検討

ほか

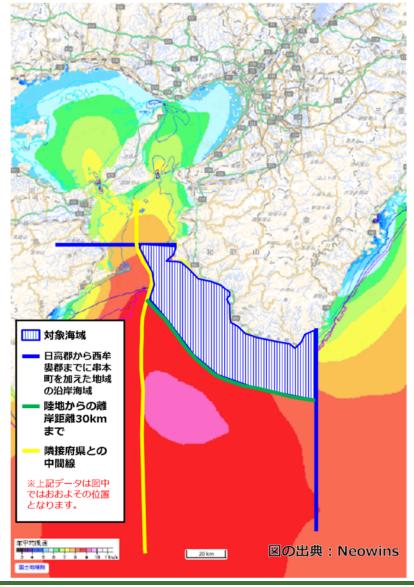
※上記①~⑥は、現時点での想定です。



1. 対象海域・エリア区分の設定

■対象海域の設定

- (1)日高郡から西牟婁郡までに串本町を加えた地域の沿岸海域
 - ・由良町 ・日高町 ・美浜町
 - ・御坊市 ・印南町 ・みなべ町
 - ・田辺市 ・白浜町 ・すさみ町
 - ・串本町
- ※ 由良町と広川町の境界線から西へ伸ばす線をゾーニング範囲の北限とします。
- ※ 串本町と那智勝浦町の境界線から南へ伸ばす線をゾーニング範囲の東限とします。
- (2) 陸地からの離岸距離30km まで
- (3) 隣接府県との中間線(徳島県のみ該当)
- ※ 本ゾーニング事業においては、隣接府県 との中間線までをゾーニング範囲としま す。





1. 対象海域・エリア区分の設定

■エリア区分の設定

ゾーニングマップを作成するにあたり抽出するエリアの区分は4つとし、「保全エリア」、「保全推奨エリア」、「調整エリア」、「高事業性エリア(仮称)」とします。

エリア区分と考え方

| エリア区分 | 考え方 |
|-------------|---|
| 保全エリア | <u>法令等により大きな制約</u> がある又は <u>重大な環境影響</u> が 懸念される等により保全するべきエリア |
| 保全推奨エリア | ガイドライン等により <u>保全することが推奨</u> されている 又は <u>環境影響が懸念</u> される等により保全することが推 奨されるエリア |
| 調整エリア | 上記以外のエリア |
| 高事業性エリア(仮称) | 風況や水深等により <u>事業性が高いと考えられる</u> エリア ※今年度は高事業性エリア(仮称)の抽出は行わない。 |



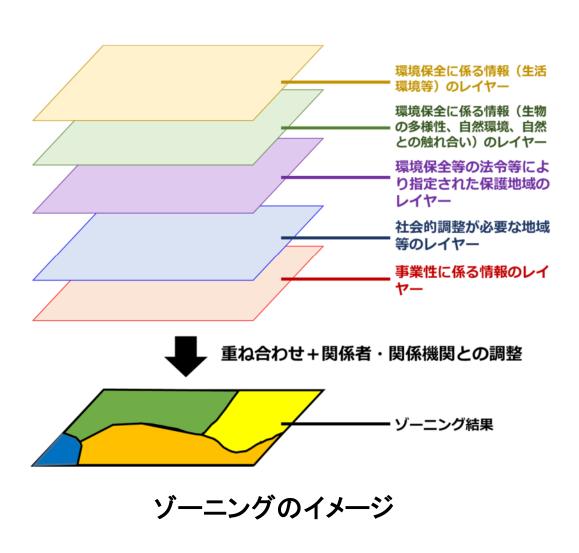
2. 既存情報の収集、及びエリア設定の考え方

ゾーニングを行う上で必要となる項目について、既存情報の収集整理を行います。既存情報の収集にあたっては、風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の成果、環境アセスメントデータベース(EADAS)等を活用します。収集した既存情報は、下表の通りGIS(地理情報システム)上で表示可能な情報として整備します。

なお、収集整理するエリア設定 の考え方は、別紙の通りです。

GIS情報の整備仕様

| 種別 | 内容 |
|-------|----------------|
| ファイル | Shapeファイル |
| 投影座標系 | 平面直角座標 |
| 測地系 | 日本測地系(JGD2011) |





3. 関係機関へのヒアリング実施

既存情報の収集整理に係る意見聴取のため、関係機関へのヒアリングを実施します。関係機関およびヒアリング項目は下表のとおりです。

関係機関およびヒアリング項目

| 関係機関 | ヒアリング項目 |
|------------------------------|-------------------|
| 海上保安庁 第五管区海上保安本部 田辺海上保安部 交通課 | 船舶航行状況 |
| 海上自衛隊由良分屯基地 | 自衛隊射撃訓練等海上区域の影響範囲 |
| 航空自衛隊串本分屯基地(第5警戒隊) | 航空レーダーの影響範囲 |
| 公益社団法人和歌山県観光連盟 | 留意すべき観光資源 |

※来年度以降も必要に応じて、関係機関へヒアリングを実施予定です。





4. 検討会の実施

ゾーニングマップの作成に当たり、環境保全に関する団体、有識者、事業者、行政機関等様々な関係者が参加する検討会(全2回)で意見聴取を行います。検討会の開催時期と検討内容を下表に示します。

研究会の開催時期と検討内容

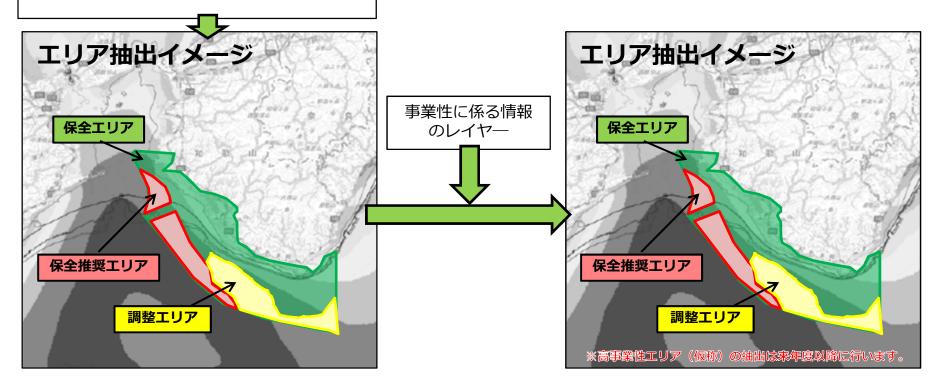
| 協議会 | 開催時期 | 検討内容 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 2/19(火) ※本日 | ゾーニングを行う上で必要となる項目の選定 |
| 第2回 | 3月 上~中旬 | 1次ゾーニングマップ案に対する意見聴取及び2次ゾーニングマップを作成するための手法(後述)に対する意見聴取 |



5. 一次ゾーニングマップ作成

- ・環境保全に係る情報(生活環境、生物多様性、 自然環境、自然との触れ合い等)に係る情報 のレイヤー
- ・環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー
- ・社会的調整が必要な地域等のレイヤー

上述までの検討結果を踏まえて、一次ゾーニングマップを作成する。その際、それぞれのエリアの設定根拠、特徴、課題、考慮すべき点等をマップと一体的に取り纏める。



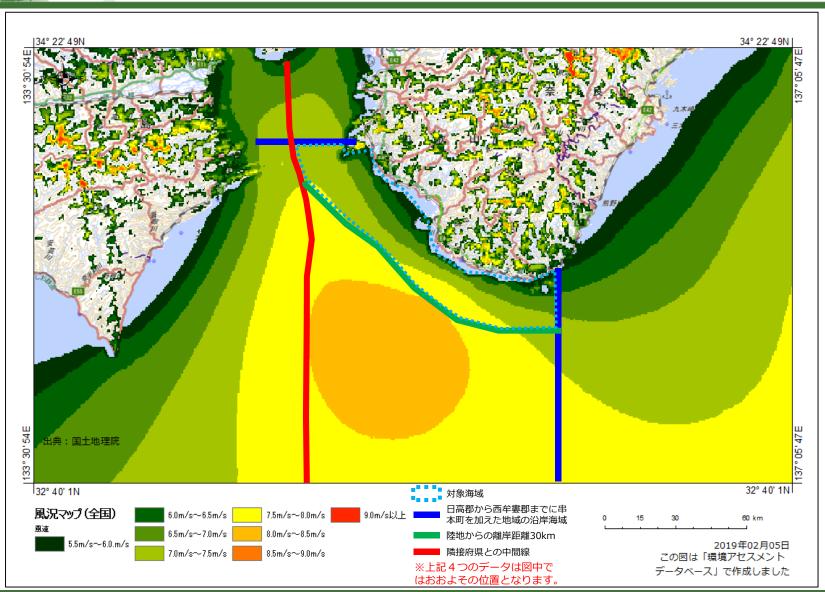
0

二次ゾーニングマップ作成手法の検討

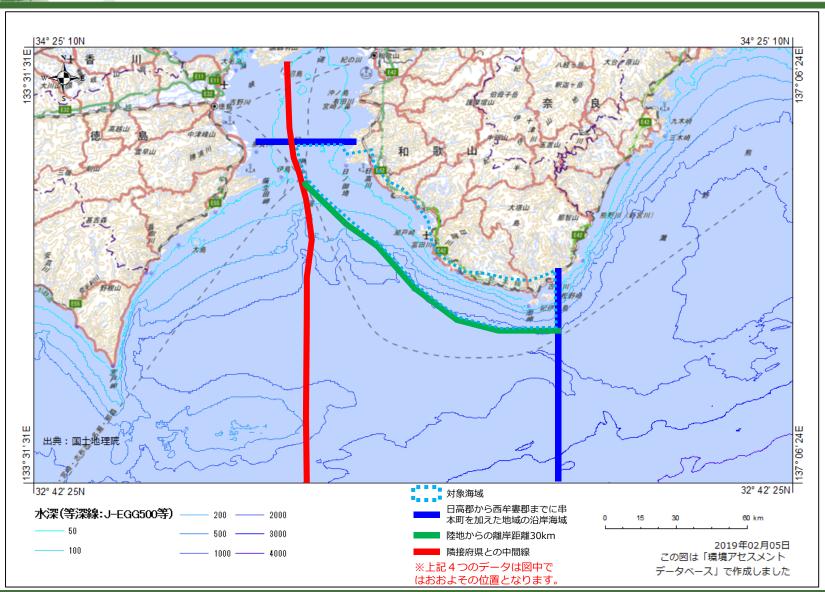
一次ゾーニングマップ作成結果を踏まえて、二次ゾーニングマップを作成するために次年度以降に実施が必要な調査等について検討し、整理します。 主な検討内容は、下表の通りを予定しております。

二次ゾーニングマップ作成手法の主な検討項目及び内容

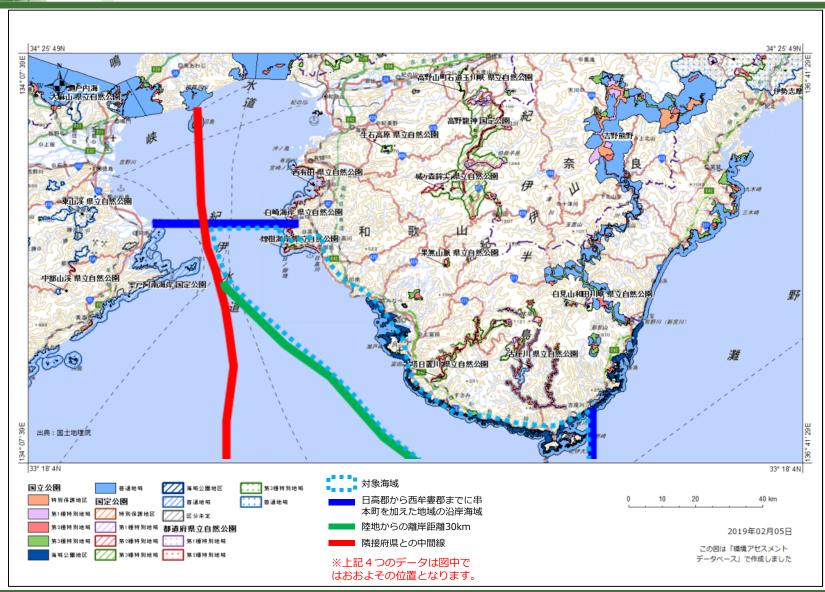
| No. | 検討項目 | 内容 |
|-----|----------------------------|--|
| 1 | 先進自治体の 事例収集整理 | 洋上風力発電の導入に係る先進的な取り組みを行っている自治体に関 する既存情報を収集整理し、各自治体が比較検討できる形にします。 |
| 2 | 関係団体等へ のヒアリング | 先進的な取り組みを行っている自治体(事例収集整理を通じてより深く理解したい自治体)、ゾーニングについて詳しい専門家等へのヒアリングを実施し、和歌山県沖を対象とした適切な二次ゾーニングマップ作成への取組に繋げます。 |
| 3 | 景観眺望調査 に向けた調査 計画案の策定 | 本県沖に洋上風力発電が導入される場合に、特に考慮が必要と考えられる景観眺望への影響について、必要な調査範囲や調査時期等を整理し、調査計画書案としてまとめます。 |
| 4 | 追加すべき調 査 | No.2のヒアリング結果や検討会における議論を踏まえ、二次ゾーニングマップ作成時に追加的に行う調査を決めます。 |
| 5 | 取り纏め | No.1~4の結果を踏まえ、二次ゾーニングマップ作成に必要な検討工程・内容を取り纏めます。 |



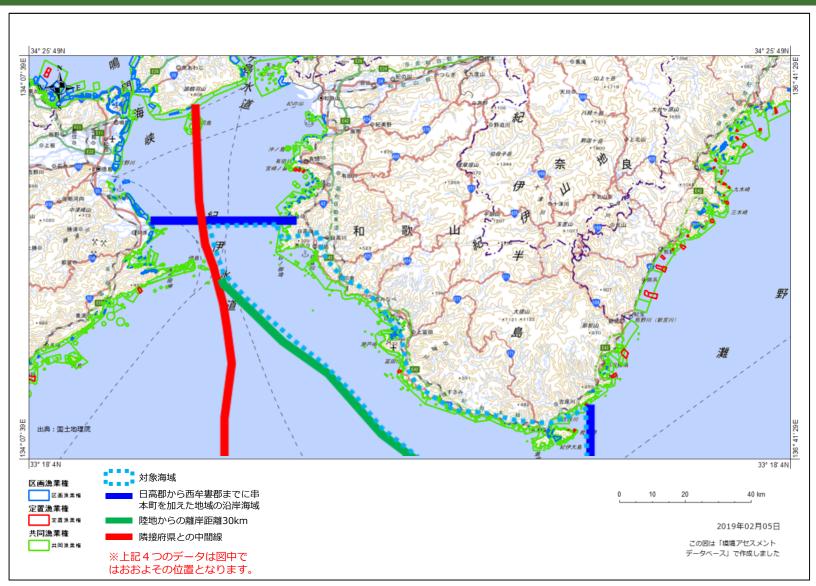


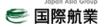












遊樂

| 1982年で記載 | * | 分類 1 | 分類2 | レイヤー名 | 一次ゾーニング | エリア設定の考え方 | 内容 | 年次 | 出典情線 |
|--|-------------------|--------|---------------|-----------------|---------|--|---|------|---------------------------|
| | 環境保 る情報 環境等 | | 羅音等 | | | ※保全推奨エリア、 なるバッファを確認 中 | 学校教育法に基づく全国の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大 2、大学及び特別支援学校 | 2013 | 学校デー |
| | - 4 - | 1 | | 病院 | 0 | | 医療法に基づく「病院」「(一般)診療所」「歯科診療所」の地点等を整 | 2014 | 医療機関デー |
| | ı | | | 福祉施設 | 0 | | トデータに、各施設の定員や管理主 | 2015 | 福祉施設デー |
| ### 1990 | | | | 図書館 | 0 | | 的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教 研究を行う施設 | 2013 | 文化施設データ |
| ## 12 | 1 1 | | | ⊕ | 0 | , · | (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第 | ı | ダウンロードサービス |
| 現在区域 日本の | 9 | | | 騒音規制区域 | 0 | | 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき、和歌山県及び沿岸部自治体により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に件って発生する騒音について規制する地域に指定された区分データを整備したもの | ı | 用途地城デー |
| 用面が接 中校 中校 中校 中校 中校 中校 中校 中 | | | | 居住区域 | 0 | , | (住居) | ı | 1 |
| 原表に応答 全校 ○ | | | | 用途区域 | | | | 2011 | 用途地域デー |
| | | | 風車の影 | 学校 | | ※保全推奨エリア。なるバッファを確認中 | | 2013 | 学校デー |
| | | | | 病院 | 0 | | 医療法に基づく「病院」「(一般)診療所」「歯科診療所」の地点等を整 | 2014 | 医療機関デー |
| 「 | | | | 福祉施設 | 0 | | 児童協社に関する施設のポイントデータに、各施設の定員や管理 加したもの | 2015 | 福祉施設デー |
| 建築 (住民) | 1 | | | 図書館 | 0 | | 的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教 研究を行う施設 | 2013 | |
| | I I | | | ₩ | 0 | 1 | 一号)第二条第 | I | ードサービス |
| 原住区域 | | | | 騒音規制区域 | 0 | | 第98号)第3条第1項の規定に基づき、和歌山県及び沿岸部自治体によ 発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制す 一夕を整備したもの | ı | 用途地域デー |
| 頂途区域 日本の地形と 日本の地域を整備したもの 日本の地域を整備したもの 日本の地域を整備したもの 日本の地形とネデータ 日本の地形とッドデータ 日本の地形とッドデータ 日本の地形とッドデータ 日本の地形とッドデータ 日本の地形とッドデータ 日本の地形とッドデータ 日本の地形とッドデータ 日本ジオバーク 日本ジオバーグ 日本ジオバーク 日本ジオバイン 日本ジオバイン 日本ジオバイン 日本ジオバイン 日本ジオバイン 日本ジオバイン 日本ジャイグ 日本ジャイグ 日本が開催 日本が開催 日本ジャイグ 日本が開催 日本ジャイグ 日本が開催 日本が開催 | | | | 居住区域 | 0 | | | 1 | 1 |
| 重要な地形及 日本の地形レッドデータ (7.44) <l< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td>2011</td><td>用途地域デー</td></l<> | | | | | 0 | | | 2011 | 用途地域デー |
| 日本ジオバーク、世界ジオバーク、世界ジオバーク、 コネスコの定める喜寿に基づいて認定された「コネスコ世界ジオバーク」、日本ジオバーク」、日本ジオバークを員会に認定さ 一角記練野ジオバークHP/EADAS 環境保全に係動物 (4級) (4 又フシ・ケマタカ 2 次メッシュ (4 数) (2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | 1-1 12 | 重要な地形及 び地質 | 日本の地形レッドデー | 0 | 保全推奨エリア | 日本の自然を代表する地形を希少性、動植物の生息地としての重要性等の基準により選定し、保存状況 のランク付けが行われている地形のレッドデータ | _ | ドデータブ |
| #ガ公共団体の重要な地形・地質 ○ 地方公共団体が定めている重要な地形・地質 - 地方公共団体が正型なル形・地質 - 地方公共団体の重要な地形・地質 - 地方公共団体が正型の2002年3月におけるイヌワシ及びクマタカの生息分布状況を、生息確認ランク別に2次メッシュ 2015 鳥類等に関する風力発電施設立地適る合情報 (生物 情報 オオワシ・オジロワシ・オオワシ合同調金グループの一斉調査結果、環境省保護増殖事業の分布調査2007~2009 2015 鳥類等に関する風力発電施設立地適との触れ合 | | | | 、世界ジオパー | 0 | , | コネスコの定める喜寿に基づいて認定された「コネスコ世界ジオパーク」、日本ジオパーク委員会に認定された「日本ジオパーク」 | | |
| A | | | | 型型 | | | 地方公共団体が定めている重要な地形・地質 | I | 1 |
| 然環境、 との離れ合 い) のレイ オー オー オー オー オー オー オー オー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー エー | | | 動物 | ワシ・ケマタカ2次メッシ | 0 | | | 2015 | 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き |
| *** | | と | | ン・オジロワシ2次メ 服 | 0 | | !境省保護増殖事業の分布調査2007~2009 | 2015 | 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き |
| P. 集結地 O 2015 | 22 4 | - | | 5タカ類集結地2次メ | | | | 2015 | 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き |
| | | | | <u> </u> | 0 | | I | 2015 | 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き |

崇

| 9 | 分類 1 | 分類2 | N/4-4 | 一次ゾー | エリア設定の考え方 | 内容 | 出典情樂 |
|----|--------------------------------------|------------------------|--|------|--|--|---|
| 24 | 環境保全に係 る情報(生物 の多様性、自 然環境、自然 | 動物 | ガン類・ハクチョウ類の主要な集 結地2次メッシュ情報 | | 保全推奨エリア | 全国におけるマガン、ヒングイ、オオンツチョウ、コンクチョウの越冬期、渡り期の集結地における数量調査 結果について、2枚メシンエ単位の分布情報、観察時期、調査地名、調査実施中、2次メッシュ当りの日政 大出現数等の情報を整備したもの | 鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き |
| 25 | との触れ合い) い)のレイ ヤー | | シギ・チドリ類モニタリングサイ ト1000 | 0 | | シギ・チドリ類、絶滅危惧種のズグロカモメ・クロツラヘラサギ・ヘラサギ・ツクシガモの等に ついて、環境省生物多様性センターが個体数調査及び調査地周辺の環境状況の調査を実施してい るモニタリングサイトの位置を整備したもの | チドリ類モニタリングサイト1000 |
| 26 | | | 海鳥繁殖地 | 0 | | 環境省生物多様性センターのHPで公開している「海島コロニーデータベース」より海島の繁殖 が確認されている場所の位置等を整備したもの | メーゲー |
| 27 | | | 鳥を指標とした重要生息環境 (IBA) | 0 | | IBA (Important Bird Areas)は、国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが重要な野 生生息地を是界全体のネットワークとして保全していくことを目的として、共通のIBA基準によ り選定した「鳥類を指標とした重要な自然環境」のエリア情報をGISデータとして整備したもの | 日本野鳥の会ホームページ |
| 28 | | | 日本の「東アジア・オーストラリ ア地域渡り性水鳥重要生息地ネッ トワーク (EAAFP)」参加地 | 0 | | 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・バートナーンップ (EAAFP)に参加している国や団体が、保護括 動を行っている渡り性本鳥の重要な生息地の位置及び内容を示したもの 160506 | EAAFP 参加地の位置区域情報(環境省1512)/環境省プレス 160506 |
| 29 | | | コクガンの行動圏に関する情報 | 0 | | Satellite-Tracki日本におけるコケガンの春の移動、生息地用の衛星追跡データ2016 Brent Goose Ball Brent Goose Ball 2016, Omithe | Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al. 2016, Omithol Science 15:37-45 |
| 30 | | | コウモリ洞分布 | 0 | | 「日本のコウモリ洞総覧」に掲載されているコウモリ洞館位置が含まれる市町村の位置等の情報を整備した もの | 日本のコウモリ洞総覧(澤田勇,自然誌研発雑誌,第2/3/4号別 剛,pp.53-80,1994)/EADAS |
| 31 | | | コウモリ分布 | 0 | | 一般公開されている関連各種の文献(1958~2016年)を対象にコウモリ類の生息情報を抽出し、確認され た地名を1km格子のポリゴンメッシュデータに変換した上で、各種情報を3次メッシュとして整備したもの | コウモリ類関連の各種学会誌ほか/EADAS |
| 32 | | | 海生ほ乳類確認情報 | 0 | | 国立科学博物館HPで公開している「海生哺乳類ストランディングデータペース」より、2015~ 2016年に和歌山沿岸で発見された情報をGISデータとして整備したもの(2017年以降は情報な し) | ストランディングデータペース |
| 33 | | | ウミガメ産卵地 | 0 | | 日本沿岸のウミガメの主な産卵地のおおよその位置情報をGISデータとして整備したもの 2015 海洋台帳/N | 海洋台帳/NPO法人日本ウミガメ協議会 |
| 34 | | | 絶滅危惧種(動物)の分布情報 | 0 | | 平政13年(2001年)3月に発刊した和歌山県レッドデータブックを改定したもの、希少な動植物だけでなく、 植物群落や地形・地質についても調査を行い、将来に残したい貴重な自然環境も掲載したもの 訂版) | 環境省レッドリスト/柏級山県レッドゲータブック(2012改訂版) |
| 35 | | | その他の動植物分布情報 | 0 | | 緊境省をはじめさまざまな組織や個人が持っている生きもの情報を集積して、みんなで共有して提供する フステム上で重要と判断した情報 | 生物情報収集・提供システムいきものログ |
| 36 | | 植物 | 植生自然度図 | 0 | 植生自然度9及び10の 範囲を保全エリア、7及 び8を保全推奨エリア | 実境省による第2回~第5回自然環境保全基礎調査(権生調査)に基づき整備された1/5万権生図 を整備したもの | 環境省生物多様性センターWebGISデータ |
| 37 | | | 特定植物群落 | 0 | 保全推奨エリア | 環境省による第3回調査、第3回調査及び第5回自然環境基礎調查(特定植物群落)について、位 置情報公開のものを整備したもの | 環境省生物多様性センターWebGISデータ |
| 38 | | | 絶滅危惧種(植物)の分布情報 | 0 | | 平成21年度(2009年度)に和歌山県レッドデータブッ万畝定委員会と各分野の専門部会を設置し、平成13 年(2001年)3月に発刊した和歌山県レッドデータブックを改定したもの、希少な動植物だけでなく、植物群 2012 訂版) 落や地形・地質についても調査を行い、将来に残したい貴重な自然環境も掲載 | 環境省レッドリスト/和歌山県レッドデータブック(2012改 訂版) |
| 39 | | 重要な自然環 境のまとまり の場 | 重要里地里山 | 0 | | 「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」(500箇所)として環境省が選 定した結果を基に、おおよその位置等を整備したもの | 環境省生物多樣性保全上重要な異地里山HP/EADAS |

遊樂

| 分類 | 分類2 | | | 一次ゾーニング | エリア設定の考え方 | 内容 |
|--|-----------------------------|-----------------|---|---|-----------|--|
| 環境保全に係 重要な自然環 る情報(生物 頬のまとまり の多様性(目 の場) 重要湿地 ○ 然環境、自然 | 重要な自然環 域のまとまり の場 重要湿地 | 表別 重要温地 | | 保全権奨エ | | 平成13年度に「日本の重要湿地5001を選定したものから、環境の変化が生じている湿地が存在していることで新たな知見の得られた湿地が存在することから、「日本の重要湿地500」の見直しを行い整備したもの |
| PRA-0-1 - O レイ (KBA) | 生物多様性のための重要地 (KBA) | | 0 | | | 日本国内のKBAについての調査の成果を整備したもの ※生物多様性重要地域(KBA:Key Biodiversity Area)…国際環境NGOのコンサベーション・イ ンターナショナルが世界共通の基準を用いて適定した「生物多様性の保全の鍵になる重要な地 場) |
| 干潤 | | | 0 | | | 環境省(環境庁)による第4回(平成1~4年度)及び第5回(平成9~13年度)の自然環境保全基礎調査に 2013 環境省生物多様性センターWebGISデ基づいて、全国における干渇の位置等を整備したもの |
| (1) | | | 0 | | | 環境省(環境庁)による第4回(平成1~4年度)及び第5回(平成9~13年度)の自然環境保全基礎調査に 基づいて、全国における義場の位置等を整備したもの |
| サンンが | 第17人 | 第17人 | 0 | | | 媒境省(環境庁)による第4回(平成1~4年度)及び第5回(平成9~13年度)の自然環境保全基礎調査に 基づいて、全国におけるサンゴの位置等を整備したもの |
| 重要衛域 | 重要海域 | | 0 | | | 生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選る 等の情報をGISデータとして整備したもの |
| 景観 景観資源 | 景観資源 | | 4 | | | 第3回目然環境保全基礎調査(環境省:昭和61~62年)のうち、目然景観の基盤(宵格)を成す 地形、地質及び自然景観として認識される自然現象の位置及び特性に関する情報について、GIS 2012 国土数値情報 地域資源データ データル1.たもの |
| 景観の主な眺望点 | • | • | 4 | | | 中 2週 数 |
| 日然との幅れ むいの活動の 反距離自然歩道 場 | 長距離自然歩道 | 長距離自然歩道 | 0 | | | 環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めている長距離自然歩道(四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然 2014 HP/EADAS 保護に対する理解を深めることを目的とした歩道)の情報をデータとして整備したもの |
| 海水浴場 | | | 0 | | | |
| 潮干狩り場 ○ | | | 0 | | | 潮干狩り場について、その代表的な位置や名称等の情報をGISデータとして整備したもの 7ンターネット地図/目帘はWebサイ |
| 観光資源(釣り場等) | 観光資源(釣り場等) | 0 | | | | (株)日本交通公社が設置した「観光資源評価委員会」が検討・選定し作成した「観光資源台帳」 に掲載されている観光資源のうち評価ランクがA級以上のもの、及び観光庁が保有する各都道所 県の観光地点等に関する情報を整備した「観光地点等名簿」に記載されるものを統合しGISデー タ化したもの |
| 環境保全等の 自然公園 国立公園 国立公園 ○ 保全エリア 指定された限 □立公園 ○ ○ | 自然公園 国立公園 | | | 保全エリア | | 自然公園法に基づいて国(環境省)が指定し管理する国立公園について、名称、区分等の情報を 整備したもの |
| 1城のレイ 国定公園 ○ | 国定公園 | | 0 | | | 自然公園社に基づく国立公園、国定公園、都道所県立自然公園について、範囲(面)、区分(同 法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの |
| 県立自然公園 ○ | 県立自然公園 | 県立自然公園 | 0 | | | 自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道所県立自然公園について、範囲(面)、区分(同 法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの |
| 自然環境保全 地域 原生自然環境保全地域(国指定) ○ | 原生自然環境保全地域(国指定) | 原生自然環境保全地域(国指定) | 0 | | | 土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲(面)及び当該地域と当該地 城網区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等を整備したもの |
| 自然環境保全地域(国指定) | (国指定) | (国指定) | 0 | | | 土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲(面)及び当該地域と当該地 域網区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等を整備したもの |
| 自然環境保全地域(県指定) | 自然環境保全地域(県指定) | 自然環境保全地域(県指定) | | | | 天然林などの現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件から見て自然環境を保全す 1976~ Aことが必要な特定の地域について、和歌山県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として 1980 相歌山県庁HP和歌山県自然環境保全地域/EADAS 指定した地域 |
| 生息地等保護 生息地等保護区) 「種の保存患で特定を行 区 日本のおける 日本の | 生息地等保護区 | 生息地等保護区 | | 「種の保存法」で指点 ている生息地等保護 1+ セ수・117 新治 | 13年1日日 | 種の保存法に基づく「生息地等保護区」について、2次メッシュ位置情報を整備したもの 2013 環境省HP 生息地等保護区一覧 |

遊樂

| N _S | 分類 1 | 分類2 | レイヤー名 | 一次メールゲメー | エリア設定の考え方 | 内容 中次 出典情樂 | |
|----------------|--------------------------------------|----------------------------|------------------------|----------|-----------|---|---------------------|
| 59 | 環境保全等の 法令等により 指定された保 番もはの1イ | 鳥獣保護区 | 鳥數保護区(国指定、県指定) | 0 | 保全工リア | 「鳥鯨の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定 の鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲をGISデータとして整 備したもの | 3データ/国土数値情報 鳥 |
| 09 | | 世界遺産 | 世界遺産地域及び緩衝地帯 | 0 | | 五 2 2015 国土数値情報 世界文化遺産デー 8 2016 国土数値情報 世界文化遺産デー | 4 |
| 61 | | | 世界遺産暫定一覧表記載遺産等の 候補地 | 0 | 保全推奨エリア | 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会によって「世界遺産条約履行のための作業指針」の 規定に基づき、我が国の世界遺産暫定一覧表に追加記載すべき文化資産として、現時点において顕著 な普遍的価値を持つ可能性が高いと考えられ、将来的に世界遺産一覧表へ登録推薦することが適切で かると考えられるもの | |
| 62 | | | 追加登録候補地 | 0 | | 1 | |
| 63 | | 生物圏保存地 域 (ユネスコ エコパーク | 核心地域 | 0 | 保全エリア | ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているコネ スコエコバークのうち、厳格に保護/長期的に保全する地域の位置等各整備したもの | |
| 64 | | | 緩衝地域 | 0 | 保全推奨エリア | ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネ スコエコパーケのうち、核心地域のバッファとして機能し、教育・研修・エコツーリズムを図られている地域の 2017 文部科学省HP、各自治体HP 位置等を整備したもの | |
| 99 | | | 移行地域 | 0 | | コネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているコネスコエコパーグのうち、核心地域及び緩衝地域の周囲にあり、緩衝地域の支援や自然環境保全と調和した。 持続可能な発展のためのモデルとなる取組が図られている地域の位置等を整備したもの | |
| 99 | | ラムサール条 約温地 | ラムサール条約湿地 | 0 | 保全エリア | 日本国内のラムサール条約登録湿地の位置等を整備したもの 2015 環境省生物多様性センターWebGISデ | 3データ/環境省重要湿地 |
| 67 | | 国土保全等の 観点からの指 定地域等 | 海岸保全区城 | 0 | 保全エリア | 海岸線について、位置(線)、所管官庁、海岸保全区域(海岸独に基づき指定された一定の海岸 の区域)の海岸名及び海岸管理者、河口有無等をGISデータとして整備したもの | |
| 89 | | | 低滯綠保全区域 | 0 | 保全エリア | 平成23年6月に排他的経済水域等の外縁を根拠づける低潮線の保全が必要な海域として指定され た低潮線保全区域の指定位置の情報をGISデータとして整備したもの | 地理院地図における低潮線保全区域の表示 |
| 69 | | 景観等関連 | 景觀形成重点区域 | • | 保全推奨エリア | 景観法(平成16年法律第110号)における景観行政団体が景観計画で定めた「景観計画区域」 (第8条第2項第1号)、及び各景観行政団体が定めた景観計画区域のうち、特徴的な景観を有し でいるなど、特に良好な景観の形成を図るべきであるとし、条例等で指定した「景観重点地区」 を整備したもの | J. |
| 70 | | | 景観重要建造物 | 4 | | 景観行政団体が景観法第19条第1項により指定した景観重要建造物について、その位置を点デー 2018 国土交通省HP 景観法の施行状況 タで整備したもの | |
| 71 | | | 景観重要樹木 | • | | 景観行政団体が景観达第28条第1項により指定した景観重要樹木について、その位置を点データ 国土交通省HP 景観法の施行状況として整備したもの | |
| 72 | | | 景観地区 | 4 | | 市町村が景観法 (平成16年法律第110号) 第61条第1項により、市街地の良好な景観の形成を図る 2018 国土交通省HP 景観法の施行状況/国土数値情。 ため都市計画に定めた区域をGISデータとして整備したもの | ./国土数值情報 景観地 |
| 73 | | | 準景観地区 | • | | 市町村が景観法第74条第1項により、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のう ち、景観の保全を図るために定めた区域をGISデータとして整備したもの | ./国土数值情報 景観地 |
| 74 | | | 風致地区 | 4 | | 都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれら自然環境と調和 した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に、都市計画法により定められている地区(和歌山 – 市町村資料 ※和歌山市、自浜町のみ 県では、和歌山市、自浜町が該当) | <i>ዕን</i> ት |
| 75 | | | 緑地保全地域 | 4 | | 都道府県または市町村が緑地保全地域制度(都市禄地法第5条)により指定した緑地保全地域を ー 確認中 GISデータとして整備したもの | |

遊

| 9 | 分類 1 | 分類 2 | メーヤーハ | 一次パー | エリア設定の考え方 | 内容 | 出典信繳 |
|-------------|----------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------------|-----------|--|---|
| 676 福 375 | 環境保全等の 5令等により | 景観等関連 | 歷史的風土保存区域及び特別保存 地域 | ▼ | 保全推奨エリア | 中部期 | ı |
| 計語 字 | 描 版 地 は ト ー | | 重要文化的景觀 | • | | 文化財保護法第二条第1項第五号より定められた文化的景観の中で、特に重要な景観として選定 されたものをGISデータとして整備したもの | 文化庁IP 重要文化的景観について/国土数値情報 都道府 県指定文化財データ |
| 1 | | 文化財 | 国指定文化財等 | 0 | | 文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等の位置等について整備したもの | 国指定文化財等データベース |
| | | | 選定文化財 | 0 | | 確認中 | |
| 1 | | | 都道府県・市町村指定文化財等 | 0 | | 都道府県が文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、国指定等の文化財以外の重要な文化財に ついて、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データをGISデータとして整備し たもの | 国土数値情報 都道府県指定文化財データ |
| 1 | | 自然再生事業 の対象となる 区は | 自然再生事 | 0 | | 自然再生推進法に基づいて行われる自然再生事業の実施地域について、自然再生事業実施計画及び 全体構想に示されている地域の位置等を整備したもの | 環境省HP 自然再生推進法 |
| | | * | その他地方公共団体の条例により 指定された保護地域等 | abla | | 中蹬颗 | - |
| 台点 | 社会的調整が 必要な地域等 | 航空法等 | 制限表面 | 0 | 保全エリア | 航空法により定められた空港周辺における建物等の制限区域をGISデータとして整備したもの 2017 | 国土交通省HP/国土数値情報 空港データ |
| 0 | 14/10 | | 航空路監視レーダー | 0 | | 航空路管制業務に使用されている航空路監視レーダー(ARSR)および洋上航空路監視レーダー(ORSR)の位置を整備したもの | 国土交通省HP 航空路監視レーダー(ARSR)等の配置及び覆域 図 |
| | | | 航空レーダー(自衛隊、在日米 軍) | 0 | | 自衛隊や在日米軍が使用している航空レーダーの位置を整備したもの | 防衛省 自衛隊田 |
| | | 電波法 | 伝搬障害防止区域 | 0 | | 電波法第102条2の第3項の規定に基づく伝機障害防止区域図 | 総務省 伝搬障害防止区域図縦覧 |
| | | 気象レーダー | 気象レーダー、波浪レーダー | 0 | | 気象庁および国土交通省による観測業務に用いられるレーダーの位置を整備したもの | 気象庁HP/国土交通省HP |
| | | 航路等 | 法令で定められた航路 | 0 | | 港則法や海上交通安全法によって規定される法定動略、港湾法によって規定される開発保全航 路、及び推薦航路について、位置(線)、名称等を整備したもの | 国土数値情報(統一フォーマット(SHP・GML)) 航路デー タ |
| | | | 主な定期航路 | \triangleleft | 保全推奨エリア | 海上運送法に定める定期航路事業のうち、一般旅客定期航路事業(遊覧船、国際定期航路は対象) について、起終点・寄港地のポイントデータと航路のラインデータを整理したもの | 国土数值情報 定期旅客航路データ |
| | | | 船舶交通量 | ⊲ | | 海上保安庁がAIS(自動船舶識別装置)によって収集した船舶の位置情報の統計情報(15秒メッシュに区切って、出現頻度分布を色分けしたもの) | 雅洋台峽HP |
| | | | 衝突海難情報 | ⊲ | | 船舶ハザードマップより。事故等種類の衝突及び衝突(単)の船舶種類、おおよその位置データ 等の情報を整備したもの | 運輸安全委員会 船舶ハザードマップ |
| | | 防衛関係施設 等 | 自衛隊施設 | ◁ | 保全工リア | 陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊の基地、駐屯地等のおおよそ中心位置の位置情報を整備したも の | 防衛省 自衛隊HP |
| | | | 在日米軍施設・区域 | \triangleleft | | 米軍の基地、駐屯地等のおおよそ中心位置の位置情報を整備したもの | 防衛省 自衛隊HP |
| | | | 自衛隊使用水域等 | \Diamond | | 日衛隊が実施する海上における射撃訓練等について区域、関課k津、実施の内容等の情報を整備したも の | 防衛省 自衛隊HP 呉警備区 |
| | | 港湾区域等 | 港湾 | ⊲ | 調整エリア | 港湾法に基づき指定された全国の港湾について、港湾調査規則に基づく甲乙種の種別、港湾法に 基づく港湾の種別(国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾等)、港湾名、管理者区 2014 分(衛道府県、市区町村、港務局等)等を整備したもの | 国土数値情報 港湾デーク |
| | | | 港湾区域 | ⊲ | | 港湾法に基づき指定された全国の港湾について、港湾調査規則に基づく甲乙種の種別、港湾法に基づく港湾の種別(国際戦略推落、国際地点港湾、重要港湾、地方港湾等)、港湾名、管理者区 2014分(都道保県、市区町村、港湾局等)等を整備したもの | 国土数值情報 港湾データ |
| | | | 港湾隣接地域 | ⊲ | | 港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域(水域) に隣接した陸域で港湾管理者が指定した地域をGISデータとして整備したもの | 和歌山県庁HP 港湾注第37条第1項の規定による港湾隣接地域の指定 |
| | | | 港則法適用港 | \triangleleft | | 港則法施行令第一条 (別表第一) に定められた港の概位をGISデータとして整備したもの 2014 | 国土数値情報 港湾データ |
| | | | 港則法びょう地 | \triangleleft | | 港則法施行規則第三条(別表第一)に定められた区域をGISデータとして整備したもの 2018 | 海洋台帳データを基に作成 |

崇

| No. | 分類 1 | 分類2 | レイヤー名 | 一次ゲーニング | エリア設定の考え方 | 内容 | 年次 | 出典情樂 |
|-----|---------------------------|-------|------------|-----------------|-----------|--|------|--|
| 100 | 社会的調整が 必要な地域等 のレイヤー | 港湾区域等 | 港則法区域 | ⊲ | 調整エリア | 新和の港内の交通安全と整頓を確保するために制定された法律である港則法を適用することが必要であると判断される範囲を呼び、港則法第二条(港則法施行令第一条の別表第一)で定められるもの | 2014 | 国土数値情報 港湾データ |
| 101 | | 漁港区域 | 漁港区域 | ⊲ | | 漁港漁場整備法に基づく漁港の区域についてGISデータを整備したもの | 2006 | 国土数値情報 漁港データ |
| 102 | | 漁場等 | 漁業権設定区域 | ⊲ | | 漁業法に基づき漁業権が設定された特定の水面について、境界(線)、種別(第一種〜第三種区画流業権、第一種〜第五種共同漁業、定置漁業)、免許年、権利者名、魚種・水産物等をGISデータとして整備したもの | 1984 | 国土教価情報(統一フォーマット(SHP・GML)) 漁業権設定域データ |
| 103 | | | 水産資源保護水面 | ⊲ | 保全推奨エリア | 水産資源保護法に集づき、水産動物の産卵、権魚の生育、水産植物の種苗の発生に適し、その保護均養のために必要な措置を講ずべき水面として指定された保護水面のうち、74水面に属するものについて、境界(線)、指定年月日、管理者情報をGISデータとして整備したもの | 1985 | 国土製値情報(統一フォーマット(SHP・GML)) 保護水面 台帳データ |
| 104 | ı | | 漁礁 | ◁ | | 電子海図に記載のある漁礁の存在区域をGISデータとして整備したもの | 2018 | 海洋台帳データを基に作成 |
| 105 | | | 許可漁業の漁場 | ⊲ | | 確認中 | - | ı |
| 106 | | 河川 | 三原 | 0 | 保全工リア | 河川区域の分布を整備したもの | 2009 | 国及び県の資料 |
| 107 | 事業性に係る無知のこく | 風況 | 風況 | ⊲ | | 高精度のシミュレーションから得られる風況情報 | 2018 | NeoWins (洋上風況マップ) |
| 108 | | 地形等 | 水 涂 | ⊲ | | | | |
| 110 | | | 傾斜海底地形 | 4 | | 日本周辺海域の水深データを200mの間隔でメッシュ化したもの | 2012 | 日本海洋データセンター(JODC) |
| 111 | | | 海底地質 | ⊲ | | 日本周辺海底地形図より、未固結堆積物、半固結堆積物・堆積岩、堆積岩の区域をGISデータとして整備したもの | 1982 | 地質調査センターP 海洋地質図一覧 |
| 112 | I | インフラ | 系統連系 | ⊲ | | 20kv以上の高圧電流を送電するもののうち、特に目標となるもの | 2019 | 国土地理院 数值地図 (国土基本情報) |
| 113 | Ī | | 発電所・変電所等 | ⊲ | | 発電所及び変電所を点形状で示した地物 | 2019 | 国土地理院 数值地図 (国土基本情報) |
| 114 | | | 港湾 | ⊲ | I | 港湾法に基づき指定された全国の港湾について、港湾調查規則に基づく甲乙種の種別、港湾法に基づき機の種別(国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾等)、港湾名、管理者区分(都道所県、市区町村、港湾等)、政令指定年月日、設立年月日、関係する海事機関(海上保安紙、税関、海運局、地方希離審判引、教校所、人国管理局等)及び外郭施設延長・係留施設延長の情報等をGISデータとして整備したもの | 2014 | 国土数値情報 港湾データ |
| 115 | | | 既設の風力発電所 | \triangleleft | | 風力発電施設について、位置(点)、発電施設名称等を整備したもの | 2017 | 国土数値情報 発電施設、NEDO新エネルギー部「日本における風力発電設備・導入実績」 |
| 116 | | | 計画中の風力発電所 | ⊲ | | 第2条艦によるの 第2条艦によるの 第2条艦によるの | 2019 | EADAS、和歌山県HP 和歌山県の環境影響評価(環境アセスが) りについて |